

2015年11月19日

各 位

会 社 名 シミックホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役 CEO 中村 和男  
 (コード番号 2309 東証第一部)  
 問合せ先 取締役専務執行役員 CFO 望月 渉  
 (TEL. 03-6779-8000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2015年12月16日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第26条 <条文省略>  (取締役の責任免除) 第27条 <条文省略> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第1条～第26条 <現行どおり>  (取締役の責任免除) 第27条 <現行どおり> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第28条～第35条 <条文省略>	第28条～第35条 <現行どおり>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 37 条～第 40 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 37 条～第 40 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	: 2015 年 12 月 16 日 (予定)
定款変更の効力発生日	: 2015 年 12 月 16 日 (予定)

以上